

Q&A

Q 補助してもらえる回数は何回ですか？

どれくらいの補助が受けられるのですか？

A 補助対象者1人につき2回までです。購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することも可能です。ただし1回の申請は上限3万円までの補助となります。

例 ・パターン①

R5年 ウィッグ10万円で購入し、3万円の補助。

R5年 胸部補正下着3万円購入し、3万円の補助。

合計6万円補助

・パターン②

R3年 胸部補整下着2万円で購入し、2万円補助。

R5年 胸部補整下着5万円で購入し、3万円補助。

(ただし、R3年の分を遡り申請は出来ません)

合計5万円補助

・パターン③

R5年 ウィッグ2万円で購入。

胸部補整下着1万円で購入。

} 合算して申請可。

合計3万円補助

Q ウィッグの修理やケア用品の費用は補助の対象になりますか？

A 購入費用のみ補助の対象としていますので、修理やケア用品は補助の対象外となります。

Q 治療を受けたのは1年前ですが、補助の対象となりますか？

A 購入した日の翌日から起算して1年以内のものであれば、対象となります。

Q 乳がんの摘出手術を受けたのが20年前で、証明する書類が残っていませんが、申請は可能ですか？

A 可能です。手術の時期、手術を行った病院、内容などを聞きとりさせていただきます。必要に応じて、市から病院に電話で確認をさせていただきます。

Q 申請にあたり、診断書をもらった方がよいですか？

A 診断書を改めてもらう必要はありません。治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳などの、現状を確認できる書類の提出をお願いします。ウィッグの場合は抗がん剤など脱毛の副作用のある薬剤名がわかる書類、胸部補整下着の場合は手術の内容（乳房切除術や乳房温存術等）がわかる書類が必要になります。

Q 子どもが小児がんで補助を受けたいと考えていますが、申請者や振込口座はどうしたらいいですか？

A 対象者が未成年の場合は、親権者が申請を代行できます。振込先も親権者の口座で構いません。

Q 申請書はどこに置いてありますか？

A 高崎市保健所健康課の窓口、各地域の保健センター窓口、県内のがん診療連携拠点病院にあるがん相談支援センターです。高崎市のホームページからもダウンロードできます。